

《スノーモビル愛好者の皆様へ》

1. 走行エリアを守りましょう。

近年、登山者やスキーヤーからスノーモビルの騒音苦情等が寄せられております。

当地域では、山形県側・秋田県側碓氷川及び法体の滝周辺は、鳥海山国立公園保護規制区域第1種特別地域でありスノーモビルの走行を禁止されております。

尚、4月（連休から）からは、各登山ルート（矢島口、猿倉口、百宅口）に絶対に近づかず他の利用者とのトラブルを避けましょう。

2. 鳥海山の自然・環境の保護に努めましょう。

当地域は、鳥海山国立公園内にあり動植物の生息・生育環境等を特に保全する必要があります。一帯は、自然性の高い植物群落が県内最大規模で分布しているほか希少猛禽類（イヌワシ・クマタカなど）の生息・繁殖が確認されております。**自然環境保全への特段の配慮**をお願いします。

ごみ等は（空き缶・たばこの吸い殻）必ず持ち帰りましょう。

3. 事故防止対策について。

山には、スノーモビル愛好者だけが入山しているのではないことを自覚し、**登山者・スキーヤー・写真家等が入山しているのを見たらスピードを緩める**。声を掛け合い事故防止に気を配り、困っていたら快く協力しましょう。

雪崩のおそれがあるセツピや尾根、立木付近の走行はやめましょう。

乗り入れ地域の地形、天候の変化、避難経路等については事前に把握しておき走行中止の決断は正しく早めに行いましょう。

4. 駐車ルールについて。

ホテルフォresta鳥海入り口への**道路駐車は除雪の妨げや交通事故防止のため全面禁止**します。自家用車・トレーラーの駐車はホテル「フォresta鳥海」の許可（駐車指定・住所・氏名・行動予定等の手続き）を得て、ホテル駐車場をご利用ください。

5. さあ出発です。

燃料は十分ですか。エンジンの調子はOKですか。灯光類はOKですか。各部の凍結はありませんか。今日も一日安全に楽しくスノーモビルを楽しみましょう。

自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の行為規制について

自然公園では、公園内の自然を保護するために、公園の地域が区分され、自然に影響を及ぼす行為について、その区分ごとに規制が行われます。

自然公園の区分名称、特徴は次のとおりです。

区 分	特 徴	備 考
特別保護地区	特に優れた自然景観保持し、嚴重に保護を図る地域	国立・国定のみ
第1種特別地域	特別保護地区に準じて優れた自然の維持を極力図る地域	
第2種特別地域	農林漁業活動とは調整しながら優れた自然の維持を図る地域	
第3種特別地域	通常の農林漁業活動は容認しながら優れた自然の維持を図る地域	
普通地域	特別地域に準じて風景の維持を図る地域	

鳥海国定公園スノーモビル乗入規制区域

